

環境保全行動計画提出書
自動車使用管理

2025 年 10 月 2 日

(宛先) 札幌市長

提出者 住 所

〒 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

氏 名

北海道

(代表者名) 北海道知事 鈴木 直道

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

札幌市生活環境の確保に関する条例に基づき、環境保全行動計画を策定しましたので、次のとおり提出します。

事業の概要		98 地方公務												
事業 の 規 模	従業員数	4,217		人	原油換算した		6,473		kl					
	使用床面積	245,976		m ²	燃料・熱・電気の合計量									
	事業所数	30	事業所	自動車使用台数		148		台						
	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算排出量)	エネルギー起源CO ₂	メタン	N ₂ O	HFC									
		13,700	t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂					
		非エネルギー起源CO ₂	PFC	SF ₆	NF ₃									
			t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂					
提出根拠		条例第 1 3 条 (環境保全行動計画)						☒ 第 1 項 ☐ 第 3 項						
		条例第 2 3 条 (自動車使用管理計画)						☒ 第 1 項 ☐ 第 2 項						
計画書の担当部署		担当部署名												
		担当者氏名												
		電話/FAX												
		電子メールアドレス												
計画期間		2025	年	4	月	1	日	～	2028	年	3	月	31	日
環境保全行動 自動車使用管理 計画書		別添のとおり												
備考	環境マネジメントシステムの 認証登録の有無及びその種類	☐ 有 (認証名) ☒ 無												
	その他													

- 注 1 事業の概要は、事業所における日本標準産業分類の中分類項目に掲げる業種及びその業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記入してください。
- 2 従業員数、使用床面積及び自動車使用台数は、4月1日現在で記入してください。
- 3 事業所数は、4月1日現在の札幌市内事業所数を記入してください。
- 4 燃料・熱・電気の合計量は、計画期間の初年度の前年度に使用した量を原油換算して記入してください。
- 5 原油換算の方法は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第4条に規定する方法で行ってください。
- 6 温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第5項で規定する方法により、二酸化炭素排出量に換算したものを記入してください。
- 7 ☐ のある欄には、該当する ☐ 内にレ印を記入してください。
- 8 環境マネジメントシステムの認証登録がある場合は、認証登録の範囲が分かる書類の写しを添付してください。
- 備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

別添

環境保全行動計画書
自動車使用管理計画書

1 基本的な方針

令和3年3月に策定した「第5期 道の事務事業に関する実行計画」に基づき、自ら排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、道民・事業主の取組を促進し、率先して地球温暖化対策に取り組む。

2 行動目標

【計画期間】

2025 年 4 月 1 日 ～ 2028 年 3 月 31 日

行動目標	基準数値		目標削減率	目標数値		基準数値の 設定根拠	削減項目
	数値	単位		数値	単位		
事務・事業に伴う二酸化炭素排出量の削減	21300	t-CO ₂	38.21 %	13200	t-CO ₂	平成25年度実績 (2013年度実績)	電気、熱供給、灯油等
自動車使用に伴う二酸化炭素排出量の削減	324	t-CO ₂	2.96 %	314	t-CO ₂	平成25年度実績 (2013年度実績)	ガソリン、軽油
			%				
			%				
			%				
			%				

- 注 1 目標削減率は、基準数値（二酸化炭素排出量等）に対する削減率です。任意で設定してください。
- 2 目標数値は、基準数値と目標削減率から算出してください。
- 3 自動車使用管理計画策定義務を負う事業者は、自動車の使用に伴う二酸化炭素排出抑制に関する目標を必ず設定してください。
- 4 基準数値の設定根拠には、基準年等を記入してください。

3 行動計画

行動目標	行動計画	責任部課	実行部課	2025 年度	2026 年度	2027 年度
の二事 削酸務 減化・炭 素業に 排出量 を伴う	道有施設及び公用車の取組	各課長等	全部課	実施予定	実施予定	実施予定
	職場・職員の率先行動	各課長等	全部課	実施予定	実施予定	実施予定
	省資源に向けた取組	各課長等	全部課	実施予定	実施予定	実施予定
	ごみ(廃棄物)の3R及び適正処理の取組	各課長等	全部課	実施予定	実施予定	実施予定
同上	フロン類の適正管理の取組	各課長等	全部課	実施予定	実施予定	実施予定
	環境配慮契約等の取組	各課長等	全部課	実施予定	実施予定	実施予定
	環境に配慮したイベントの推進	各課長等	全部課	実施予定	実施予定	実施予定
	研修・普及啓発の取組	各課長等	全部課	実施予定	実施予定	実施予定

4 環境保全に係る実施組織体制

《第5期 道の事務・事業に関する実行計画における推進体制》

- ・経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課に実行計画の推進責任者及び推進事務局を置き、実行計画の進行管理を行う。
- ・推進事務局は、各所属において職場実態に応じた取組など職員一人一人が環境配慮意識をもって実行計画に取り組むよう啓発に努める。
- ・実行計画の目標達成に向けた具体的取組の推進に当たっては、ゼロカーボン北海道推進本部プロジェクトチームにおける検討など、全庁で環境配慮行動の率先実行を図る。

5 その他（環境保全活動の取り組み等）